

Q 父の遺産相続は分配。供養は誰が？

父が死亡しました。母は他界しており、相続人は私と兄の2人です。兄と話し合って父の財産は2人で分けられましたが、誰が実家の墓を引き取って父母の供養をするかが決められません。できれば私が供養をしたいのですが。



通常の財産を分ける相続制度とは異なり、遺骨や墓、仏壇といった「祭祀財産」については、祭祀承継者が全てを取得することとされています。

法律の規定では、被相続人の指定があれば、指定された人が祭祀承継者になる

「祭祀財産」承継者が取得

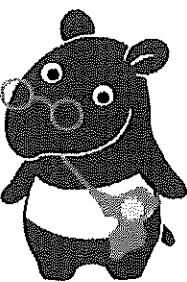
とされています。従って、遺言など何らかの意思表示で祭祀承継者の指定を受けていれば、その人が祭祀財産を全て取得します。

被相続人の指定がない場合には、「慣習」に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継すると定められています。しかし、実際に慣習

があることを証明するのは、難しいことが多いです。被相続人の指定がなく、慣習もはっきりしない場合は、家庭裁判所が祭祀承継者を定めることとされています。家裁は、話し合いで解決を図る手続き（調停）と、裁判所が判断を下す手

りょうですので、お墓の問題もまずは腹を割って話し合いをさせてはいかがでしょうか。それでも解決ができないというのであれば、解決に向けて弁護士に依頼をすることをおすすめします。

（回答＝飯田貴大弁護士）



県弁護士会マスコミ
キャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律上的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。